



弁護士法人たくみ法律事務所ニュースレター「匠への道」

- 契約書に印鑑はもう時代遅れ？紙が要らない電子契約とは □ 対応できていますか？配偶者控除が改正されました
- 交通事故と SNS ～安易な投稿で治療が否定される？～ □ 北九州オフィスのスタッフ紹介

Pickup Law News

契約書に印鑑はもう時代遅れ？紙が要らない電子契約とは

はじめに

最近、日経新聞でも取り上げられるなど、契約書のペーパーレス化が注目されています。

今回のピックアップローニュースでは、電子契約について解説します。

今までは契約書をあまり作成してこなかったけれど、これからは契約書の作成を検討しているという方も是非ご参照ください。

そもそも電子契約って何？

電子契約とは、電子文書に電子署名をし、インターネット上で取り交わしをすることによって契約を締結するものをいいます。

簡単に言えば、これまで契約書という紙をやり取りしていたものが電子データのやり取りになり、印鑑を押していたのが電子署名になるということです。

近年、電子署名法やe-文書法、電子帳簿保存法などが整備された他、企業が提供する電子契約サービスが充実してきたことから、広まりを見せつつあります。

契約当事者の氏名・名称の表示

[紙の契約書] 署名・押印

[電子契約] 電子署名・タイムスタンプ

印紙

[紙の契約書] 一定の場合に必要

[電子契約] 不要

契約書完成までのフロー

[紙の契約書] 自社が押印して送付

▼
取引先が押印して返送

[電子契約] 電子署名したファイルをアップロードして取引先にアドレスを通知

▼
取引先が通知されたアドレスからファイルに電子署名

保管

[紙の契約書] 原本を書庫・倉庫で保管

[電子契約] 自社のサーバー又は外部のデータセンターで保管

電子契約のメリット

①業務の効率化・迅速化

ご存知かとは思いますが、紙の契約書を作成する場合、原本をプリントアウトして印鑑を押し、取引先に郵送して印鑑を押しもらって、返送されるのを待つといった手順を踏みます。

また、契約書が増えれば、保管場所の確保も問題となります。

他方で、電子契約であれば、契約書ファイルのアップロードとメールの通知だけで済むので、契約締結までの時間を大幅に短縮できます。

具体的には、まず、①契約書を PDF 化する際に電子署名とタイムスタンプを埋め込んで、契約書のファイルをアップロードし、②アップロードした場所のアドレスを取引先にメールで通知します。③通知を受けた取引先は、そのアドレス

からファイルにアクセスし、電子署名とタイムスタンプを埋め込むという流れになります。

また、データで管理できるため、保管に場所を取りません。

②コストの削減

紙の契約書では、印紙代や郵送する際の郵便切手代などの実費の他、契約書の発送作業に割られる人件費が発生します。



他方で、電子契約では、郵便切手代や印紙代だけでなく、発送作業に割られていた人件費も節約できます。

③契約書の偽造防止

万が一、取引先が契約書を不正に改ざんした場合、どちらが本当の契約内容を反映したものを証明するのに困難が伴うことが少なくありません。

しかし、電子契約の場合、**電子署名をした日付や署名者が記録されるため、仮に改ざんされたとしても、その記録が残り、本当の契約内容を明らかにしやすくなります。**

また、契約内容を改ざんしにくく、コンプライアンスの観点からも、取引先からの信用が向上します。

電子契約のデメリット

①取引先にも電子契約のサービスに加入してもらう必要がある

取引先の理解を得られなければ、電子契約を導入してもらえず、利用することができません。

一部のサービスでは導入時の費用がかからないものがあるようですが、電子契約の利用料金、契約フローの変更など、取引先の負担になる部分もあるため、説得が難しい場合もあります。

②電子証明書が必要

電子契約では、電子署名する役員などの個人毎に電子証明書発行の必要があります。

この電子証明書発行手順の手間、手数料を理解した上で電子契約を導入する必要があります。

なお、話題を集めて急速に普及し始めている「CLOUD SIGN」（クラウドサイン）では、電子証明書の取得なしに電子契約を利用できるようです。

しかし、その引き換えに、契約を取り交わす窓口の方に契約締結の権限があることまでは保証されません。

そのため、事後的に、**取引先から従業員の独断によるものと言われると、反論が難しい**というデメリットがあります。

③電子契約が認められないものがある



定期借地契約、投資信託契約の約款、労働条件通知書の交付などでは、電子契約の利用が認められていません。

さいごに

「CLOUD SIGN」（クラウドサイン）や Adobe Sign（アドビサイン）、「SignUpOne」（サインアップワン）、「Digital Storage」（デジタルストレージ）等々、電子契約を提供するサービスは続々と増えています。

それらのサービス毎のメリット・デメリットを比較した上で、電子契約の導入を検討されてみてはいかがでしょうか。



弁護士 澤戸博樹

静岡県出身。大学卒業後、民間会社で営業職を経験。営業マンの経験を活かし、ビジネスの目線を持って敷居は低く、フットワークは軽く、依頼者のご要望に応えさせていただきます。

はじめに

毎年 11 月、12 月になると、パート主婦が配偶者控除を受ける（年収を 103 万円以内に抑える）ため、勤務時間を調整し、社内が人手不足に陥ってしまった・・・そんな経験をされた経営者の方も少なくないと思います。



そのような経験をされた経営者にとって、今回説明する改正は朗報となるかもしれません。

平成 29 年度税制改正により、配偶者控除等の見直しが行われ、配偶者控除が改正されました。

当該改正は配偶者控除の対象となる配偶者の年収の上限を 103 万円から 150 万円に拡大させるものです。

平成 30 年分以後の所得税について当該改正が適用されるため、実は、既に新制度での運用が開始されています。

経営者の皆様は、ご対応はお済みでしょうか？

以下では、配偶者控除の改正の概要及び注意点について説明します。

そもそも配偶者控除とは

配偶者控除とは、納税者に所得税法上の控除対象配偶者がいる場合、一定金額を所得控除することです。

簡単に言えば、扶養している配偶者（パート主婦）がいる場合に扶養している側（夫）の税金を安くすることができるというものです。

これまで、パート主婦の年収が 103 万円以下の場合、夫の所得から最大で 38 万円が控除されており、多くの主婦たちは、この控除を受けるため、パート収入が限度（103 万円）を超えないように、意図的に働く時間を抑える傾向がありました。

配偶者控除の改正

しかし、平成 30 年 1 月以降、パート主婦の年収が 150 万円以下であれば、夫の所得から最大で 38 万円が控除されることとなりました（なお、夫の年収が 1,220 万円を超える場合は、配偶者控除の適用はありません）。

したがって、パート主婦はこれまでより多くの時間を働いても、所得控除の優遇措置を受けることができるため、企業からの勤務時間の増加要請に応じる可能性は高くなりそうです。

今回の改正は、企業の人材確保という面で、企業側にメリットがあります。

社会保険には注意

もともと、パート主婦の勤務時間を増加させる際には、社会保険の負担について注意する必要があります。

中小企業の場合、パート主婦の給料が年 130 万円を超えると、社会保険に加入させなければならず、企業は保険料の半分を負担する必要があります。

経営者は、パート主婦の社会保険料を支払っても、当該パート主婦の勤務時間を増加させる必要があるのか、慎重な検討をする必要があります。

まとめ

パート主婦を雇用している企業は、パート主婦を今後どのように雇用するのか、今回の改正を踏まえて、一度検討されることをおすすめいたします。



弁護士 江藤豊史

大分県出身。法律的・経営的視点から、最も有益なサービス・ソリューションを提示できるよう研鑽を積んでおりますので、お気軽にご連絡ください。

交通事故と SNS ～安易な投稿で治療が否定される？～

たくみ法律事務所・弁護士の神田です。

今回は、一見関係なさそうで実は重要な交通事故と SNS との関係性について、実際の事案をもとに紹介したいと思います。

【実際にあった事例①】 SNS で野球大会への出場が発覚し、治療費 70 万円の返還を命じられた事例

※広島地裁平成 29 年 2 月 28 日判決

事故現場・状況	広島での自転車（被害者）と自動車との事故。交差点横断中、自動車に衝突される。
傷病名	腰椎捻挫・左膝打撲・左足関節捻挫等
通院状況	治療期間：約 6 ヶ月（整形外科：3 日、整骨院：1 2 5 日）
SNS への投稿	<p>Facebook に次のような投稿があった。</p> <p>①事故翌日 軟式野球の試合に、投手・4 番としてフル出場。「セーフティバントでダッシュして出塁し、左足で 1 塁ベースを踏んで駆け抜けた」、「右投げ投手として 6 回を投げ抜いた（被安打 2、四球 3、自責点 1）」等と投稿。</p> <p>②事故から約 2 週間後 軟式野球の試合に、三塁手・3 番としてフル出場。「4 安打（うち 1 本は本塁打）の活躍をした」等と投稿。</p> <p>③事故から約 3 ヶ月後 1) 軟式野球の試合に、投手・5 番としてフル出場。7 イニング完投等と投稿。 2) ランニングをしていることを投稿。</p>
裁判の結果	<p>①被害者の請求について 裁判所は、被害者の前記 SNS への投稿を踏まえて、事故から 2 週間を超えて「本件事故での傷害による痛み等の症状が持続していたとは認められない」として、2 週間分の治療費・慰謝料等のみを認定。 結果：認容約 8 万円／請求約 143 万円</p> <p>②加害者（保険会社）からの請求について 明らかに治療の必要がなくなった後も、施術を受け続け、加害者・保険会社に無用な施術費用の支払を続けさせたとして、被害者に対して、約 70 万円の返還を命じた。</p>

【実際にあった事例②】 シニアゴルフ大会での入賞が発覚し、裁判を断念した事案

事故現場・状況	福岡での追突事故。夫婦ともに受傷
傷病名	頸椎捻挫・腰椎捻挫
通院状況	整形外科に半年ほど通院
後遺障害	夫婦ともに、頸部痛・腰部痛につき 14 級に認定
SNS への投稿	事故後、複数回にわたり夫婦でシニアゴルフ大会に出場し、好成績を収めている内容の投稿が Facebook にあった。
裁判の結果	示談交渉時、加害者の保険会社担当者より指摘がなされ、裁判移行は断念。慰謝料も、一定額譲歩する形での示談となった。

◆SNS への投稿内容の影響

通常、SNS へ投稿するという行為自体が問題になることはありません（怪我や後遺症の内容・程度によって例外もあります）。



しかし、SNS への投稿内容が原因で、先の事例のように、治療の必要性・症状の残存を否定されたり、症状が軽いと判断されたりする可能性があります。

すなわち、痛みや痺れ、麻痺等の症状を訴えて通院し、仕事を休んでいるにもかかわらず、SNS 上では元気にスポーツをしている姿が投稿されていると、**裁判では「スポーツをできる程度の症状である」「すでに完治している」等と判断され、治療費や休業損害が否定される可能性があります。**

また、既に保険会社から治療費等が支払われている場合には、その返還を求められる危険性もあります。

◇留意点

保険会社担当者や損保側代理人の弁護士に確認したところ、交通事故の被害者名でネット検索を行うことはよくある（又は必ず行っている）とのことでしたが、その時期・頻度等については、事案・担当者によっても異なるようです。

したがって、交通事故に遭った場合、ご自身の SNS 等はチェックされていると考えた方が無難です。

安易な投稿が原因で、「痛みはない」「症状は軽い」「すでに完治している」等と判断されてしまいます。

もちろん、交通事故に遭ったからといって、事故前の趣味・習慣を慎まなければならないというわけではありませんが、無用な紛争を避けるためにも、SNS への不用意な投稿は控えるとともに、友人しか閲覧できないよう閲覧範囲を制限する等、方策をとる必要があります。



弁護士 神田 昂一

福岡県田川郡旧赤池町（現福智町）出身。予防法務、債権回収、コンプライアンス体制構築など、企業活動に関する様々な問題に迅速に対応いたします。お気軽にご相談ください。

たくみ法律事務所北九州オフィスのスタッフ紹介

はじめまして。

昨年10月にたくみ法律事務所の事務員として入所しました、山口と申します。

現在は今年1月に新しく開所した北九州オフィスで働いております。

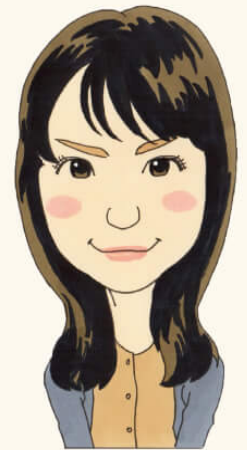
実家は酒屋で、美味しいお酒を求めて飲み歩きをするのが趣味です。

北九州オフィスがある小倉北区には美味しいお料理と美味しいお酒が楽しめるお店がたくさんあるので、素敵なお店を開拓できたらと思っています。

また、以前はケーブルテレビ局でアナウンサーをしていました。

色々な方とお話する機会が多く、そこでコミュニケーションの大切さを学びました。

前職での経験を活かし、依頼者の方に安心して頂けるような対応を心掛け、信頼される事務員を目指して日々精進して参りますので、どうぞよろしく願いいたします。



たくみ法律事務所 NEWS LETTER 「匠への道」

発行：弁護士法人たくみ法律事務所

[e-mail] info@takumi-law.jp [HP] www.takumi-corporate-law.com

[福岡オフィス] 福岡市中央区渡辺通3丁目6番15号 NMF 天神南ビル10階

[TEL] 092-724-4848 [FAX] 092-724-2616

・地下鉄七隈線 天神南駅：徒歩3分 渡辺通駅：徒歩2分

・天神バスセンター：徒歩5分

[北九州オフィス] 北九州市小倉北区米町一丁目1番1号 小倉朝日ひびきビル8階

[TEL] 093-383-9033 [FAX] 093-383-9188

・JR・モノレール小倉駅：徒歩5分

・モノレール平和通駅：徒歩2分

このようなことでお困りの場合はお気軽にご連絡ください。

- ・著作権・知的財産権等
- ・不動産問題（賃料未払・明け渡し等）
- ・債権回収（取引先の未払、取引先の倒産等）
- ・契約法務（契約書作成、内容確認、契約解除等）
- ・労働問題（労働条件、就業規則、賃金支払、未払残業代、解雇、採用、従業員による不正行為等）
- ・会社法務（設立、定款作成、組織変更、株主総会、役員等）
- ・会社倒産（自社の破産・再生等）